春光幼稚園重要事項説明書

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体 (事業者の概要)

事業者の名称	学校法人萌明学園
事業者の所在地	東京都足立区足立三丁目 4 番 15 号
事業者の連絡先	03-3887-0617
代表者氏名	理事長 田中靖子

(2) 施設の概要

種別		幼稚園					
名称		春光幼稚園					
所在地			区足立三丁目 4	平 1 7 日.			
別在地							
連絡先			舌番号)03-38				
			A X 番号) 03-	3889-0132			
施設長氏名		園長 田中律	<u> </u>				
開設年月日		昭和 28年	三 2月 12	日			
到田安县	(1 日.)	満3歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計	
利用定員	(1号)	1 2 人	20人	20人	20人	7 2 人	
		学校教育に基	基づいて教育を	:行っています	•		
		昭和 28 年設	昭和 28 年設立以来				
		まどらか春光にも似た ゆたかな人間性を培い知性をたかめ					
		すこやかな創意に満ちた子どもを育てることを目標に精進してい					
		ます。					
\\ \text{In Eq. } - \text{ + to } \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	14.1.4.5	健康で明るい子ども					
当園の基本理	2念・万針	物事に対して考え努力する子ども					
			安全に注意する子ども				
		に育成することにあります。					
		幼児は本来、体を動かすことが大好きです。幼児期は自分の体で					
		の経験を通して物事を理解し、考える時です。					
		この幼児期の本質を十分に考慮し、教育をすすめています。					
			7年貝で 一刀に	- ~ 思し、 教育	2 9 9 W CV.	ム ソ 。	

(3) 施設の概要

敷地	敷地全体	607.02 m ²
	園 庭	363.58 m^2
園舎	構造	鉄筋コンクリート鉄骨造り3階建て
	延べ	$493 ext{ m}^2$

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
(事務室・保健室)	1 室	
(保育室)	3 室	ふたば組:満3歳児クラス つぼみ組:3歳児クラス さくら組:4歳児クラス
(保育室・ホール)	1 室	う め組:5歳児クラス
(保育室・会議室)	1 室	ひかり組:2歳児プレクラス 預かり保育
(調理室)	1 室	

(5)職員体制(令和7年度予定)※園児数に応じて人員数が変わることがあります

職種	員数	常勤	非常勤	備考
(園長)	1 人	1 人		
(副園長、教頭)	1 人	1 人		
(教諭)	9 人	7 人	2 人	
(事務職員)	1 人	1 人		
(調理員)	3 人		3 人	
(保育士)	1 人		1 人	

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【1号認定子ども(教育標準時間認定)】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで		
保育時間	教育標準時間	月曜から金曜 午前9時00分~午後2時00分(5時間) 第2、第4土曜日(自由登園日) 午前9時00分から午前11時30分(2時間半)	
預かり保育	保育時間	通常保育時 朝:8時~9時 夕:降園後~18時 春季、夏季、冬季長期休暇中 8時~18時 (土日祝日・お盆・年末年始・行事日などを除く 行事予定に記載)	
休業日	日曜日・第1、第3、第5土曜日・祝日 春季(3月21日~4月7日) 夏季(7月21日~8月31日) 冬季(12月21日~1月7日) 開園記念日6月第1週の月曜日		

(7)利用料等

基本負担額(補助) 園児の居住する区市町村が定める	5額とする	
特定負担額(補助)	(1月当たり)	4,300 円
施設整備費 (補助)	(1月当たり)	1,000 円
教材費 (補助)	(1月当たり)	1,500 円
冷暖房費 (補助)	(1月当たり)	500 円
給食・牛乳費(補助)	(1月当たり)	約 6,049 円
後援会費	(1月当たり)	2,000 円
水泳費 (年長のみ)	(1回当たり)	2,000 円前後
	(8時~9時)	200 円
(1号認定子どもの預かり保育に係る費用)	(17 時~18 時)	200 円
	(9 時~13 時)	200 円
	長期休暇中	200円
	(13 時~17 時)	200 円
	長期休暇中	200円

※水泳費は金額が確定後お知らせします

(8) 支払方法

納入袋を配布後5日までに幼稚園にて現金払い

(9) 提供する特定教育・保育の内容

子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼稚園教育要領に基づき、利用 子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。

小規模園の特徴を活かし、教諭が個々の子どもの成長に合わせた援助をし、また友達を認め合う姿勢を大切に指導しています。集団徒歩通園・少人数クラス編成・流動保育など小さな集団だからこそできる活動を提供。毎月の全園児合同お誕生日会を開催し子どもたちが発表する機会を多くしています。

5歳児:月1回の科学の芽を伸ばす科学タイム。月2回 体力増進の為の水泳指導

4歳児:月1回の音感を育てる音の玉手箱。月2回の基礎的な運動機能を育てる運動あそび

3歳児:月1回体を動かす楽しさを知る運動遊び

園内で調理した給食を週4回提供します。行事や文化などを取り入れた献立。季節に合わせた食材を使用。温かいものは温かい状態で食します。

体質やアレルギーに対応し、代替食を提供。宗教により食することのできない食材を 除去し提供することもしています。

(10)年間行事予定

月	行事内容
(4月)	入園式 ・ 進級式・火災避難訓練
(5月)	こどもの日ミニ運動会・内科検診・防犯訓練・園外保育「高尾山ハイキング」
(6月)	歯科検診・地震引き取り訓練・保育参観・園外保育「葛西臨海公園」「プラネタリウム」
(7月)	七夕まつり・交通安全お話し会・水遊び・プール遊び・夏のお楽しみ会・宿泊保育
(8月)	園庭開放
(9月)	震災避難訓練
(10月)	運動会、観劇会・園外保育「いもほり」・園外保育「水元公園」「北沼公園」
(11月)	幼稚園まつり・防犯訓練・園外保育「東武博物館」・講演会
(12月)	クリスマス会・個人面談 (年長)
(1月)	火災避難訓練・個人面談(年中・年少)
(2月)	節分豆まき・作品展・お別れ遠足
(3月)	ひな祭り会・お別れパーティー・卒園式・修了式

(11) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

【1号認定子ども(教育標準時間認定)】

利用者の内定	施設の管理者が定めた選考方法による
利用決定	利用契約書の締結による
退園理由	・1号認定子どもに該当しなくなったとき(卒園を含む) ・保護者から退園の申出があったとき ・利用継続が不可能であると区が認めたとき ・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
利用に当たっての留意事項	・登園は9時から9時15分までにお願いします。 ・当日に欠席、又は登園が遅れることを連絡する場合は8時から8時40分までに電話でご連絡ください。 ・原則として、保育時間内でのお迎えをお願いします。早退、預かり保育の利用は、連絡帳に記入をお願いします。緊急の場合は、電話でご連絡ください。 ・熱が37.5℃以上ある場合は登園を控えてください。また、登園後に37.5℃を超えた場合・体調不良の時には、お迎えの連絡を電話でさせていただきます。 ・登園許可証の取り扱い…(別添参照 入園のしおり)

・与薬の取り扱い…	(別添参昭	入園のしおり)	

(12) 嘱託医

医療機関の名称	島津医院
医院長名	島津達
所在地	東京都足立区綾瀬 4 丁目 18-6
電話番号	03-3605-8320

(13) 嘱託歯科医

医療機関の名称	きむら歯科
医院長名	木村隆一
所在地	東京都墨田区墨田 1-10-14
電話番号	080 - 1072 - 7424

(14) 緊急時における対応方法

特定教育・保育の提供中、利用子どもに体調の急変などがあった場合、すみやかに利用子どもの保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

【管轄する消防署】

消防署名	足立消防署
所在地	足立区梅島2丁目1-1
電話番号	03-3852-0119

【管轄する警察署】

警察署名	綾瀬警察署
所在地	足立区谷中四丁目1-24
電話番号	03-3620-0110

(15) 非常災害対策

防火管理者	田中律子
消防計画届出年月日	令和7年1月14日
避難訓練	避難を想定した訓練を年2回実施します
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器を備えています
避難場所	足立小学校
緊急時の連絡手段	メール配信

(16) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	(氏名) 田中律子	(職名) 園長
相談•苦情解決責任者	(氏名) 田中律子	(職名) 園長

【要望・苦情等への対応方法】

要望・苦情等を受付けた場合には、適切に対応し、改善を図るよう努めます。

要望・苦情等の内容を受付けた場合には、要望・苦情等の内容を記録し、区からの求めがあった場合には、必要な改善を行い、区に報告をします。

(17) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	(名称等) 全日私幼連保険	日本スポーツ振興センター
保険の内容	(内容) 園児団体傷害保険	児童生徒等の災害
保険金額	(金額) 1 名 50 万円 1 事故につき最大 1000 万円	最大 3050 万円

(18) 個人情報の取り扱い

(個人情報の取り扱い方法)

(例) 特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

(19) その他保護者に説明すべき事項

入園のしおりに記載されています